

グッドプラクティショナー 紹介

推薦文

中野宏美さんをグッドプラクティショナーに推薦する理由

中野さんは、性暴力経験者への支援に真摯に取り組み続けている。性暴力経験者は、その事実や支援を申し出ることにつらさや困難が伴う。また申し出たとしても、関係機関の理解のなさや誤解に基づく不適切な対応もしばしば話題になる。支援のための制度もまだ十分でなく、支援には多くの課題がある。

このような状況のなかで中野さんは、性暴力経験者に対してアウトリーチ、グループワーク、ソーシャルアクションと、マイクロ・メゾ・マクロの領域に対してソーシャルワ

カーらしいアプローチを続けている。制度が不十分であるため試行錯誤の連続で、最初の頃はうまくいかないこともあったそうである。それでも活動を続け、組織を作り、実践を積み重ねてきた。現在では活動の参加者も増え、またマスコミの取材や講演の依頼なども多く、一定の評価を受けているといえる。これらのことから、グッドプラクティショナーとして推薦させていただく。

(推薦者：大正大学

人間学部准教授 新保祐光)

〈グッドプラクティショナーについて〉

1 背景と目的

- ・よりよい実践を発掘・評価し、広く伝えることにより、よりよい実践が拡大することを目指す。
- ・よりよい実践を行っているソーシャルワーカーの仕事ぶりを紹介することによって、よりよい実践とは何か、よりよい実践のためには何が必要か、などについて読者に考えていただく契機を提供する。
- ・これにより、ソーシャルワーク学会として、理論の発展だけでなく実践の向上を、また、理論と実践の往復運動の促進を目指す。

2 方法

- ・推薦者から候補者名をあげていただき、その推薦理由(200~400字程度)を書いていただく。合わせて、候補者に執筆の承諾をとっていただく。
- ・候補者は学会員以外でも可能。執筆内容は「実践内容」。
- ・承諾を得られた候補者には、編集委員会から「私の実践：一」といったタイトルで、実践内容を紹介していただくように依頼する(3,200字程度)。

性暴力経験者へのソーシャルワーク実践

中野宏美 (特定非営利活動法人しあわせなみだ)

1. はじめに

筆者は現在、生活保護法ならびに生活困窮者自立支援制度に基づく窓口で、面接相談専門員として従事している。その傍ら、2009年に性暴力¹⁾の撲滅を目指して「しあわせなみだ」²⁾という団体を立ち上げた。この団体を立ち上げたきっかけは、「性暴力経験者支援ならびに性暴力撲滅に向けた啓発活動を、ソーシャルワークに位置付けたい」ということであった。本論文では、当団体の事業のうち、性暴力の問題に関するソーシャルワーク実践を紹介する。

2. 性暴力の現状

社会福祉分野において、性暴力は「性的虐待」³⁾として受け止められることが多い。性的虐待は、身体的虐待や精神的虐待に比べて、相談機関への通報件数が非常に少ないことから、「例外的」な扱いを受け、ソーシャルワークの実践も限定的である。

実際には、風俗犯罪⁴⁾に巻き込まれた小学4～6年生のうち、60～70件に1件しか警察に届け出でならず(中村 2005)、多くの性暴力が周囲から「発見」されていないことが判明している。また、全国厚生事業団体連絡協議会(2011)が実施した調査では、1,798名の施設利用者が施設入所前にさまざまな暴力被害を受けており、このうち「性的暴力」が5.8%を占めていた。さらに、児童自立支援施設では、性暴力を経験した子どもが入所してくる割合が増加傾向にあることが指摘されている(小木曾 2009)。

こうした現状を踏まえ、当団体では、性暴力経

験者を発見する「アウトリーチ」、性暴力経験者ならびに家族をエンパワメントする「グループワーク(セルフヘルプグループ)」、そして性暴力の撲滅を啓発する「ソーシャルアクション」という、3つのソーシャルワーク実践を展開している。以下、それぞれのソーシャルワーク実践を紹介する。

3. アウトリーチ

1) 性暴力被害者支援情報マッチングシステム「サイレント・ティア」

性暴力被害者支援情報マッチングシステム「サイレント・ティア」⁵⁾とは、性暴力等の被害に遭った方に、インターネット上で適切な情報を提供し、支援機関への相談に誘導するサービスである⁶⁾。性暴力に遭った方等が、東京都内で検索サイト Google を使い、性暴力関連の用語を検索すると、「性暴力に遭ったあなたへ」等のメッセージがリスティング広告⁷⁾として表示される。その広告をクリックすると、支援機関⁸⁾への相談を促すページに移動する。2015年5月中旬から運用を開始、2015年10月から2016年9月までの1年間で、3,334件のアクセスがあった。このうち189件(5.7%)が「今すぐ相談する」ボタンをクリックしている(スマートフォンでクリックすると、電話がかかる)。こうしたナラティブ・データに基づくITを活用した実践は、性暴力経験者に直接効率的にアプローチできる、新しいソーシャルワークとして位置づけられると考える。

4. グループワーク（セルフヘルプグループ）

1) 性暴力当事者のピアサポートグループ「Tear's Cafe」

性暴力当事者のピアサポートグループ「Tear's Cafe」とは、性暴力を経験した方たちが集まって語り合う場である。2012年7月から2か月に1回、大阪府内で開催している。これまでに19回開催し、のべ39名の方が参加した。グループでは、性暴力の体験だけでなく、セクシュアリティ、職場や家族、恋人等との対人関係、日常生活の中で感じる様々な気持ちについて、一人ひとりのペースにあわせて語ってもらっている。また、自身のおいたちを振り返るためのワーク⁹⁾や、閉会前に気持ちを落ち着けるためのワーク¹⁰⁾を行う等、多様なプログラムを組み合わせ実施している。いわゆる「言いつばなし、聞きつばなし」のグループではなく、参加者同士やスタッフとの対話を大切にしたい運営を心がけており、他者に口外しにくい性暴力の経験¹¹⁾を安全・安心して語れる場を提供する意義は大きいと考える。

2) パートナーが性被害を経験した男性の会（以下「パートナー会」）

パートナーが性被害を経験した男性の会とは、妻や恋人等が性暴力を経験した、男性のグループである。

性暴力経験者からの性暴力の告白は、強い衝撃を持って受け止められる。さらに、パートナーが性暴力を経験した男性は、「加害者と同じ性別」「性暴力経験者との性的関係」「自分が苦しんでいる姿をパートナーに見せたくない」といった、独特の困難を抱えることになる。課題が長期化すると、パートナー関係の解消や共依存、場合によっては男性自身が精神疾患を発症することもある。

パートナー会は、悩みを共有し、「助けあい」「学びあい」「分かちあい」の場を提供することにより、ともに支え合い、パートナーと対峙できるようなエンパワメントしていくことを目指している。2016年5月から開始し、これまでに3回開催、の

べ10名の方が参加した。今後も2か月に1回、東京都内で開催予定である。

性暴力経験者の「家族」を対象とした会は数少ない。なかでも、「パートナーである男性」のみを対象とした会は、管見する限り他に存在しない。現場の声に耳を傾けたからこそ、潜在するニーズを発見できた実践である。

5. ソーシャルアクション

1) 女の子の幸せを願うファッションショー

女の子の幸せを願うファッションショーは、2014年10月に性暴力撲滅を啓発するイベントとして開催した。若年女性の支援を手掛けるNPO法人BONDプロジェクト¹²⁾のメンバーを中心とした女性31名がモデルとなり、東京都渋谷区内のイベントホールで、「“自分が主役”の人生を取り戻す日」をコンセプトとしたランウェイを行った。

ファッションショーの開催を支援するクラウドファンディング（サイトを通じた資金調達）には、50名のスポンサーから72万3,000円の寄付が集まり、当日は96名が来場するイベントとなった。またイベントに関する記事が、新聞3紙、雑誌1誌に掲載され、世間への社会課題の拡散を実現できた。

本イベントは、様々な福祉課題が山積する中で、こうした課題に関心がなかった、あるいは関心はあっても敷居が高く、その一歩を踏み出せなかった一般の人たちが、現状を知り、社会参加を促すことができた実践である。

2) 強姦ビデオ裁判署名運動

2015年1月、性犯罪裁判被告側弁護士が、被害時の様子を盗撮したビデオの処分と引き換えに、被害者に示談を求めるという事件が発生した。そこで、弁護士に対する懲戒請求と、訴訟関係人から被害者に対する不当な圧力をなくす仕組みの構築を求める署名を、インターネット署名サイトChange.org¹³⁾で実施した。

2015年1月30日から署名を開始し、1週間で1万筆を超える反響を得た。日本弁護士連合会ならびに被告側弁護士が所属する県弁護士会に対し

て、2月25日時点で集まった1万4,483筆の署名を提出した。またTV3社、ラジオ1社、新聞4紙、雑誌1誌、インターネット4サイトでも紹介され、一定の世論喚起を促すことができた。

署名活動によって請求した「弁護士の懲戒処分」ならびに「不当な圧力をなくす仕組みの構築」は、結果的に実現できなかった。しかし、地方裁判所が命じたビデオ原本の差し押さえを最高裁判所が支持するという、これまでにない画期的な判断が下された。署名によりオーガナイズされた市民の声は、司法にとって無視できない存在となり、影響を与えることができた。

6. 今後に向けて

「ソーシャルワークに性暴力の実践を位置付ける」という目標の実現に向け、「現場の声に耳を傾けることによる、潜在ニーズの発見」「自分の人生に性暴力の経験位置付けるきっかけの提供」「啓発活動を通じた、性暴力のない風土の醸成」という実践を蓄積してきたと自負している。性暴力撲滅に向けた課題は山積しているが、仲間とともに、ソーシャルワーク実践を通じて、社会を変えていきたい。

注

- 1) 強姦・強制わいせつ・セクハラ・ちかん・性的虐待等、本人が望まなかった性的なできごとをさす。
- 2) <http://shiawasenamida.org/> 2011年7月にNPO法人化した。
- 3) 「児童虐待の防止等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」各法で「性的虐待」は「わいせつな行為をすること」又は「わいせつな行為をさせること」と定義されている。
- 4) 強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布をさす。
- 5) <http://silent-tears.shiawasenamida.org/>

- 6) NPO法人OVA (<http://ova-japan.org/>)が開発した、自殺念慮を特定し、アウトリーチする手法「夜回り2.0」を応用し、NPO法人Social Change Agency (<http://social-change-agency.com/>)と共同開発したものである。
- 7) 検索サイトで、ユーザーが検索したキーワードに関連する広告を掲載するサービスである。
- 8) 東京ウィメンズプラザ (<http://www1.tokyo-womens-plaza.metro.tokyo.jp/>)
- 9) 全国社会福祉協議会 施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会が作成した『あなたの歩み』を使用する。
- 10) 自分のために時間を費やし、自らの心を大切にすることを目的として、アクセサリー作りやデコパージュなどのアートワークを取り入れている。
- 11) 異性から無理やりに性交され、友人を含め誰にも相談できない女性は67.5%にのぼる（内閣府男女共同参画局 2015）
- 12) <http://bondproject.jp/>
- 13) <http://change.org/>

<参考文献>

- 内閣府男女共同参画局 (2015) 『男女間における暴力に関する調査 報告書』
 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h26_boryoku_cyousa.html, 2016.10.31)
- 中村攻 (2005) 『安全・安心なまちを子ども達へ 犯罪現場の検証と提言』自治体研究社。
- 小木曾宏 (2009) 「改めて、児童自立支援施設に問われているものとは何か—「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告を中心として」小林英義・小木曾宏編著『児童自立支援施設これまでとこれから—厳罰化に抗する新たな役割を担うために』生活書院。
- 全国社会福祉協議会 全国厚生事業団体連絡協議会 施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会(2011)『施設における暴力被害者支援のあり方検討委員会』報告書』
 (http://www.shakyo.or.jp/research/2010_pdf/violence_victim.pdf, 2016.10.31)